

## 第50号議案

### 平成25年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,649,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（府債の補正）

第3条 府債の変更は、「第3表府債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

平成26年2月7日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,702,754 <sup>千円</sup>	140,000 <sup>千円</sup>	6,842,754 <sup>千円</sup>
	1 負担金	6,702,754	140,000	6,842,754
2 国庫支出金		2,202,763	450,000	2,652,763
	1 国庫補助金	2,182,763	450,000	2,632,763
3 繰入金		2,476,628	2,000	2,478,628
	1 一般会計繰入金	2,476,628	2,000	2,478,628
6 府債		1,525,000	149,000	1,674,000
	1 府債	1,525,000	149,000	1,674,000
歳入合計		12,908,980	741,000	13,649,980

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		12,908,980 <sup>千円</sup>	741,000 <sup>千円</sup>	13,649,980 <sup>千円</sup>
	2 流域下水道建設費	3,946,086	741,000	4,687,086
歳出合計		12,908,980	741,000	13,649,980

第2表 債務負担行為補正

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
平成25年度流域下水道事業費	平成25年度から平成29年度まで	4,717,000 <sup>千円</sup>	平成25年度から平成29年度まで	5,927,000 <sup>千円</sup>

第3表 府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設費	1,515,000 <sup>千円</sup>	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	1,664,000 <sup>千円</sup>	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
流域下水道施設災害復旧費	10,000				10,000			
計	1,525,000				1,674,000			

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	2 流域下水道建設費	流域下水道建設費	741,000 <sup>千円</sup>